

別添3

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付け健政発第98号）（抄）【新旧対照表】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一 特定機能病院に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 管理者の業務遂行</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）医療法施行規則第九条の二十第一項第一号ハに規定する「第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保」するに当たっては、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成十九年三月三十日医政発第〇三三〇〇一〇号：厚生労働省医政局長通知）（最終改正：平成二十八年六月十日）の第二に掲げる事項を満たすこと。</p> <p>また、医療法施行規則第九条の二十第一項第一号ハに規定する「次条第一項第一号から第十三号の二までに掲げる事項を行うこと」とは、具体的には以下のものを指すこと。</p> <p>ア～ト （略）</p> <p>㊦ 令和三年改正省令施行の際、現に医療法第四条の二第一項の規定により承認を受けている特定機能病院であつて、特定機能病院における医療の安全の確保に資すると認められる方法によ</p>	<p>第一 特定機能病院に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 管理者の業務遂行</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）医療法施行規則第九条の二十第一項第一号ハに規定する「第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保」するに当たっては、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成十九年三月三十日医政発第〇三三〇〇一〇号：厚生労働省医政局長通知）（最終改正：平成二十八年六月十日）の第二に掲げる事項を満たすこと。</p> <p>また、医療法施行規則第九条の二十第一項第一号ハに規定する「次条第一項第一号から第十三号の二までに掲げる事項を行うこと」とは、具体的には以下のものを指すこと。</p> <p>ア～ト （略）</p> <p>㊦ 令和三年改正省令施行の際、現に医療法第四条の二第一項の規定により承認を受けている特定機能病院であつて、特定機能病院における医療の安全の確保に資すると認められる方法によ</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="379 309 788 819">り医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者による評価を受けていないものについては、第三者評価を受けるための計画を記載した書類を提出した場合に限り、<u>令和四年四月一日</u>までの間（当該計画に基づき第三者評価を受けることとなったときまでの間）は、なお従前の例による。その際の作成様式は、様式第八のとおりであること。</p> <p data-bbox="341 835 619 869">(4)～(26) (略)</p> <p data-bbox="272 884 448 918">7～11 (略)</p>	<p data-bbox="948 309 1356 819">り医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者による評価を受けていないものについては、第三者評価を受けるための計画を記載した書類を提出した場合に限り、<u>令和三年四月一日</u>までの間（当該計画に基づき第三者評価を受けることとなったときまでの間）は、なお従前の例による。その際の作成様式は、様式第八のとおりであること。</p> <p data-bbox="909 835 1187 869">(4)～(26) (略)</p> <p data-bbox="841 884 1016 918">7～11 (略)</p>